

○入札説明書

入札説明書は、A重油の購入単価に係る入札の執行及び契約について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を定めたものであり、次の事項を入札参加希望者は熟知のうえ、入札書を提出されるようお願いいたします。

1 公告日 令和7年10月21日

2 入札に付する事項

- (1) 調達物品名 A重油 J I S 1種1号
- (2) 調達予定数量 49キロリットル（予定数量）
（ただし、上記予定数量は買主の都合により増減できる。）
- (3) 供給期間 契約日から令和8年3月31日まで
- (4) 供給場所 水戸市上国井町3118番地2 園芸種苗センター
- (5) 納入方法 指定する日時に指定数量を納入すること。

3 担当部

〒311-4203 水戸市上国井町3118番地1
（公社）茨城県農林振興公社 総務企画部
電話 029-239-7131 FAX 029-239-7097

4 競争入札参加資格

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿の「燃料及び油脂製品類」に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (2) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定により石油販売業の届出をしていることを証明した者であること。
- (3) 本公告及び入札説明書に示した物品を指定する日時、場所に確実に納入することができることを証明した者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県内に本店又は支店等を有するものであること。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条3号に規定するものでないこと。

5 入札参加の手続

- (1) 入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）に入札公告において示した競争参加者が証明すべき事項（次表左欄に掲げる事項）に関する書類をすべて添えて提出しなければならない。

入札参加者が証明すべき事項	書類名
石油の備蓄の確保等に関する法律第27条第1項の規定による届出をしていること	「石油販売業開始届出書」写し及び「同変更届出書」の写し等
調達物品の品質を証明すること	品質証明書
配送計画が整っていること	配送計画書

（注）1 「石油販売業変更届出書」の写しは、必要に応じ必要なものを添付すること。

- (2) 提出場所
3の担当部と同じ
- (3) 提出期限
令和7年10月30日(木) 午後5時まで
(日曜日、土曜日及び祝日を除く平日午前9時から午後5時まで)
※期限を過ぎての提出は一切受け付けません。

6 入札方法

- (1) 入札参加者以外の者が入札に参加する場合(代理人をして入札事務を執行する場合)は、委任状(参考様式)に必要事項を記載(記名押印を含む。)し、(3)に示す日時に直接持参し提出しなければならない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札書(様式第2号)に必要事項を記載(記名押印を含む。)し、当該入札書及び競争入札参加資格確認通知書を(3)に示す日時に直接持参し提出しなければならない。
- (3) 入札の日時及び場所
日時 令和7年11月10日(月) 午前10時00分
場所 (公社)茨城県農林振興公社 就農相談室(2階)
- (4) 入札の執行回数は2回を限度とし、再度入札においても落札者が決定しない場合は、入札した最低価格者から見積書を徴し、当該見積書が予定価格に達したときは、当該者と契約を締結することとする。
- (5) 再度入札に参加しない者は、入札書に入札を辞退する旨を記載して提出することとする。

7 入札書の作成等

- (1) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書には、1リットル当たりの単価を記載するものとし、調達物品の納入等に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。
- (4) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合には、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札金額を訂正する場合は、入札書を再作成しなければならない。

8 入札における注意事項

- (1) 本公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札、入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札公告、入札説明書、別添重油単価契約書(案)及び茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該入札公告等について疑義があるときは、前記3に掲げる部署に説明を求めることができる。ただし、入札後、入札公告等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為をしないこと。
- (4) 提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しは認めない。

9 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除をする。